

平成 21 年第 9 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 21 年 11 月 27 日第 9 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 佐藤文一 局長補佐 佐藤正之
庶務係長 佐々木孝人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	佐藤好文	市民部長	齋藤隆一
健康福祉部長	木内利雄	産業部長	伊藤賢二
建設部長	佐々木秀明	教育次長	佐々木義明
ガス水道局長	阿部誠一	消防長	中津博行
会計管理者	大場久	総務部総務課長	森鉄也
財政課長	佐藤家一	生活環境課長	石垣茂
健康推進課長	鈴木令	教育委員会総務課長	阿部均

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成21年11月27日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第92号 教育委員会委員の任命について
- 第4 議案第93号 教育委員会委員の任命について
- 第5 議案第94号 にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定
についての専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）
- 第6 議案第95号 平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその
承認について（専決第7号）
- 第7 議案第96号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例制定について
- 第8 議案第97号 にかほ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例制定について
- 第9 議案第98号 にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改
正する条例制定について
- 第10 議案第99号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 第11 議案第100号 平成21年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

第12 議案第101号 平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）
について

第13 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員数は23人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから平成21年第9回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定によって、20番池田甚一議員、21番本藤敏夫議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。佐々木正明議会運営委員長。

【議会運営委員長（7番佐々木正明君）登壇】

●議会運営委員長（佐々木正明君） おはようございます。

11月20日9時半より議会運営委員会を開催しまして、本日の臨時議会は本日1日間と決定しております。

●議長（竹内睦夫君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間と決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、議案第92号教育委員会委員の任命についてから日程第12、議案第101号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についてまでの10件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

●市長（横山忠長君） おはようございます。議員の皆さんには、臨時会に御参集、本当にありがとうございます。

まず、議案を説明する前に、若干申し上げたいと思います。

初めに、10月25日に行われましたにかほ市長選挙では、市民の負託を受けて再度市長としての重責を担うことになりました。改めて責務の重大さを痛感しながら、にかほ市の新たな発展のために全力を傾注してまいりますので、議員各位の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、2期目に当たっての市政運営の基本的な考え方については、12月定例議会で申し上げますので、よろしく願いをいたします。

次に、来年春卒業の高校生就職内定状況について申し上げます。

ハローワーク本荘管内の10月末の状況でございますが、求職者数は261名で、うち県内の就職を希望している生徒は143名であります。県内就職の内定者は68名で、内定率は47.6%で前年同時期の69.4%と比べ約22%の減となっております。現在、ハローワーク本荘の高卒就職ジョブサポーターや地元商工会に配属されております求人コーディネーターの活動に期待しているところでございますが、今後とも関係機関と連携を図りながら求人の開拓に努めてまいります。

また現在、市が実施している国の交付金を活用した緊急雇用創出臨時対策基金事業においても、来年度からは離職者のほかに高校新卒者も対象とすることになっておりますので、本事業の活用も含めて市内在住の就職未定者10名程度を市の臨時職員として採用してまいりたいと思っております。今後、各学校等との連絡を密にしながら、雇用の確保に努めてまいります。

また、県においても来年4月以降の未内定者を対象に、県内企業に対し研修生を受け入れた場合の助成制度を計画しておりますので、県などと情報の共有を図りながら就職支援を行ってまいりたいと思います。

それでは、臨時会に提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

●議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時08分 再開

●議長（竹内睦夫君） 再開します。

7番佐々木正明議会運営委員長。

【議会運営委員長（7番佐々木正明君）登壇】

●議会運営委員長（佐々木正明君） 先ほど議会運営委員会会議の時間、20日10時からと申し上げましたが、当日9時半からやっていますので、会議録の関係上、今9時半に訂正したいと思いますので、よろしく願います。（該当箇所訂正済み）

●議長（竹内睦夫君） それでは、当局から改めて提案理由の説明を求めます。市長。

●市長（横山忠長君） それでは、本臨時会に提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第 92 号教育委員会委員の任命についてでございます。

任期満了に伴う、にかほ市教育委員会委員の候補者に引き続き大久保敬一氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、履歴を添付しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議案第 93 号教育委員会委員の任命についてでございます。

同じく任期満了に伴う、にかほ市教育委員会の委員の候補者に、新たに渡辺徹氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、履歴を添付しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議案第 94 号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認についてでございます。

厳しさを増す地域経済情勢にかんがみ、市長、副市長及び教育長並びに企業管理者の給料を、私の任期である本年 11 月 12 日まで 10%減額しておりましたが、依然として続く厳しい地域経済情勢にかんがみ、来年 3 月 31 日まで減額する期間を延長するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したもので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案第 95 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告及びその承認について、専決第 7 号でございます。

平成 21 年 10 月 30 日付で専決処分した平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）について承認を求めるものであり、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3,051 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 157 億 6,095 万 7,000 円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、医療機関に委託する新型インフルエンザワクチン接種委託料 3,051 万 6,000 円を計上するものであり、財源といたしましては特別交付税 290 万 2,000 円及び県補助金 870 万 8,000 円並びに財政調整基金から 1,890 万 6,000 円を繰り入れするものであります。

次に、議案第 96 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

国及び県に準じて特別職及び一般職の職員の期末・勤勉手当を改定することにかんがみ、市議会議員の期末手当の額を 6 月の支給額については 0.15 ヶ月分、12 月の支給額については 0.1 ヶ月分引き下げることをお願いするものであります。

議案第 97 号にかほ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案第 96 号と同様に、市長、副市長及び企業管理者の期末手当について、6 月の支給額について 0.15 ヶ月分、12 月の支給額について 0.1 ヶ月分引き下げるものであります。

議案第 98 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。

議案第 96 号及び議案第 97 号と同様に、教育長の期末手当について、6 月の支給額については

0.15ヵ月分、12月の支給額については0.1ヵ月分引き下げるものであります。

議案第99号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案第96号及び議案第97号並びに議案第98号と同様に、6月及び12月に支給する一般職の職員の期末・勤勉手当について、合わせて0.35ヵ月分引き下げるものであります。また、あわせて給与月額を平均0.2%引き下げるとともに、住居手当を廃止するものであります。

次に、議案第100号平成21年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,412万5,000円と定めるものであります。

補正予算の内容といたしましては、当初計画しておりました釜ヶ台地区簡易水道のポンプ設備等の送水施設建設工事を、送排水管の新設工事に変更するものでございます。

議案第101号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ615万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億170万5,000円と定めるものであります。

補正予算の内容といたしましては、国民健康保険診療所を受託医療機関として、にかほ市に在住する1歳児から小学3年生までの児童を対象に新型インフルエンザワクチンの集団予防接種を実施するための医師等への報奨費及び医薬材料費等を計上するものであります。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、御承認並びに可決決定くださるようお願いをいたします。

●議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を行います。初めに、議案第92号から議案第94号についての補足説明を総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 議案第92号、議案第93号の教育委員会委員の任命についての補足説明はございません。

続きまして、議案第94号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認については、引き続き平成21年11月13日から平成22年3月31日まで、特別職の給料の減額期間を延長するため条例の一部を改正するものでございます。

配付しております説明資料の1番、議案第90号関係を御覧ください。

引き続き減額される給料は、市長の月額給料81万6,000円から8万1,000円の減額で73万5,000円となります。副市長の月額給料は62万5,000円から6万2,000円の減額により56万3,000円となります。教育長の月額給料は55万7,000円から5万5,000円減額の50万2,000円となります。企業管理者の月額給料は55万円から5万5,000円の減額の49万5,000円となります。既に実施しております4月1日から市長の任期であります11月12日までの削減額は187万8,000円、今回専決処分をさせていただきました新たな任期の開始日11月13日から来年3月31日までの減額分は115万8,000円で、今年度の合計は303万6,000円の減額となります。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 95 号についての補足説明を健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 議案第 95 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 7 号）について補足説明いたします。

初めに、専決処分の理由でございますが、新型インフルエンザ感染の拡大に伴う死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的に、国で定めた優先対象者の予防接種が 11 月から開始され、接種料金は個人負担 1 回目が 3,600 円、2 回目が 2,550 円、合計 6,150 円となりますが、生活保護世帯と市民税非課税世帯については、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 の補助によりまして無料とするため、この分の補正と、それから市独自の助成措置といたしまして、医療従事者を除く優先対象者の予防接種に対しまして、1 回目、2 回目それぞれ 1,000 円を助成するための補正でございます。ワクチン予防接種時期との関係から議会に提案いたしますいとまがなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして専決処分を行ったものでございます。

初めに、予算書の歳入を説明申し上げます。6 ページ目をお開きください。歳入は 15 款 2 項 3 目 1 節保健衛生費補助金 870 万 8,000 円でございますが、これは新型インフルエンザワクチン予防接種事業補助金で、国から 2 分の 1、580 万 5,000 円、この分と県から 4 分の 1、290 万 3,000 円、これを合わせた 870 万 8,000 円となっております。

次に、歳出 7 ページ目になります。4 款 1 項 3 目 13 節 3,051 万 6,000 円は、新型インフルエンザワクチンの接種委託料でございます。内訳でございますが、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 補助し、全額免除される生活保護世帯、非課税世帯に係る接種委託料の分といたしまして 1,888 人分、1,161 万 1,000 円と市単独の補助分、対象者 9,452 人の 1,890 万 4,000 円の合計額でございます。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 96 号から議案第 99 号までの補足説明を総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 議案第 96 号から議案第 99 号について補足説明いたします。

人事院は、厳しい経済・雇用情勢が民間の給与に反映されていることを受けて、公務員と民間の給与比較において月例給、期末手当等の、いずれも公務員が民間を上回っていることから、月例給について給料表の引き下げ改定を行うとともに、自宅にかかわる住居手当の廃止を行うことといたしました。また、期末・勤勉手当についても年間で 0.35 ヶ月分引き下げることといたしました。

秋田県人事委員会も人事院勧告に準じて同じ内容の勧告がなされております。

にかほ市におきましても人事院勧告並びに秋田県人事委員会の勧告等を踏まえ、今回、職員の給料表の減額改定、自宅にかかわる住居手当の廃止及び期末・勤勉手当の支給月数の改定並びに特別職と市議会議員の期末手当の支給月数を改定する内容であります。

次に、改正内容について御説明いたします。

議案第 96 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第 98 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてにつきましては、市議会議員、特別職並びに教育長へ支給いたします 6 月の期末手当 1.6 ヶ月を 0.15 ヶ月分引き下げし 1.45 ヶ月分の支給とし、また、12 月の期末手当についても 1.75 ヶ月分を 0.1 ヶ月分引き下げし 1.65 ヶ月分の支給とするものであります。これ

により 6 月及び 12 月の期末手当は、合計で現行 3.35 ヶ月分から 3.1 ヶ月分となり、0.25 ヶ月分の引き下げとなります。

なお、市議会議員及び特別職の 6 月の期末手当、一般職の 6 月の期末・勤勉手当については、既に 6 月の支給時において暫定的な凍結という形で引き下げを措置して実施しております。それぞれ改定による減額については、説明資料を御覧ください。資料の 2 番、市議会議員 1 人当たりの期末手当は 6 月分と 12 月分の引き下げで年間 6 万 3,000 円の減額、議長は 7 万 9,000 円の減額、副議長は 6 万 7,000 円の減額となり、全体では年間 195 万 5,000 円の減額となります。

同じく資料の 3 番、特別職の年間における減額は、市長は 52 万 3,000 円の減額、副市長は 40 万 1,000 円の減額、教育長は 35 万 6,000 円の減額、企業管理者は 35 万 4,000 円の減額で、特別職の年間合計額では 163 万 4,000 円の減額となります。

議案第 99 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

議案の 14 ページをお開きください。第 1 条中の第 11 条関係の改正につきましては、職員が住宅を新築あるいは住宅を購入後 5 年間に限り月 2,500 円の住居手当を支給していましたが、今回この住居手当を廃止するものでございます。

また、同じく第 23 条関係は、期末手当の改正、26 条関係は勤勉手当の改正条文となっております。

一般職の期末手当については、6 月分を現行 1.4 ヶ月分から 1.25 ヶ月分に 0.15 ヶ月分の引き下げ、12 月分については現行 1.6 ヶ月分から 1.5 ヶ月分に 0.1 ヶ月分の引き下げとし、6 月と 12 月の合計では 3 ヶ月分から 2.75 ヶ月分に 0.25 ヶ月分の引き下げ支給となるものであります。

また、勤勉手当については、6 月及び 12 月とも現行の 0.725 ヶ月分から 0.675 ヶ月分に、それぞれ 0.05 ヶ月分引き下げ、年間で 0.1 ヶ月の引き下げ支給となるものであります。

これにより 6 月及び 12 月の期末・勤勉手当の合計月数は、現行の 4.45 ヶ月分から 4.1 ヶ月分となり、0.35 ヶ月分引き下げとなります。

また、にかほ市においてはおりませんが、再任用職員については 12 月の期末手当を 0.85 ヶ月から 0.8 ヶ月に 0.05 ヶ月引き下げ、同じく 12 月の勤勉手当を 0.4 ヶ月から 0.35 ヶ月に 0.05 ヶ月分引き下げとなります。

給料表の改定につきましては、初任給を中心とした若年層及び医師は据え置きとし、それ以外の職員につきましては、平均 0.2%の引き下げ改定となっております。

次に、今回の改定に伴う減額については、説明資料の 4 番を御覧ください。一般職の職員の給料月額については、平均 0.2%の引き下げとなり、1 人当たり平均月 538 円の減額となり、年間に置き換えた場合、職員全体では約 230 万 3,000 円の減額となります。また、期末・勤勉手当については、年間合計で 4,303 万 5,000 円の減額となります。

なお、参考までに、最後に記載しておりますが、本市職員の平均年齢 42.06 歳で主査級、配偶者及び子供 2 人の場合、今年度分で 13 万 1,569 円の減額となっております。

続きまして、26 ページの第 2 条につきましては、平成 22 年 4 月 1 日から施行される再任用職員

の期末・勤勉手当を改定するものでございます。

第3条につきましては、平成18年4月1日に職員の給料を平均4.8%引き下げる内容とする給料改定を行いました。その際、引き下げ前に受けていた給料月額との差額については、保障給として差額分を支給することとし、附則で定めております。今回の改正は、保障給を受けている職員の月例給を0.24%引き下げるものでございます。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第100号及び議案第101号についての補足説明を市民部長。

●市民部長（齋藤隆一君） 議案第100号平成21年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての補足説明をいたします。

7ページを御覧ください。今回の補正は、国庫補助事業として採択されております釜ヶ台地区統合簡易水道施設整備事業につきまして、平成21年度分の事業費が確定して請負差額や不用額が生じているものについては、できる限り工事費に組み替えを行いまして、事業の進行を少しでも早めるために行うものでございます。

中身について御説明をいたします。13節委託料の設計業務委託料349万4,000円の減額は、入札による請差であります。測量等業務委託料の141万円の減額は、当初予定しておりました測量業務が不要になったことによるものです。測量業務は設計業務の中に含めて実施をいたしました。17節公有財産購入費の10万7,000円の減額は、施設用地購入費の不用額です。22節補償補てん及び賠償金の10万円の減額は、平成21年度においては補償を伴うようなものは発生いたしませんでしたので、全額減額といたしました。27節公課費の1万9,000円の減額は、平成20年度の消費税が確定したことに伴う減額です。これらの減額によって生じました511万1,000円を15節工事請負費に組み替えまして、送排水管整備工事の第2工区を施工するものでございます。

続きまして、追加提案をさせていただきました議案第101号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定施設予算（第2号）についての補足説明をいたします。

初めに、追加提案となった理由でございます。新型インフルエンザワクチンの集団接種の実施につきまして、協力をしていただく市内の医療機関と協議を重ねてきたところでございますが、11月24日に、ようやく協議がまとまりまして事業計画が決定したことからの追加の提案となったものでございますので、御理解をお願いいたします。

事業計画では、にかほ市国民健康保険小出診療所が受託医療機関となって実施することになりましたことから、国民健康保険事業特別会計施設勘定予算の中で予算的な処理を行うことといたしております。

それでは、予算の内容について御説明をいたします。6ページをお開きください。歳入です。

1款2項2目予防接種収入の362万2,000円は、接種を受ける方から負担をしていただくものであります。事業計画では集団接種の対象者を、原則として基礎疾患を有しない1歳から小学3年生まで、基礎疾患を有する小学4年生から中学3年生までとしておりまして、約1,000人と見込んでおります。このうち国・県・市の補助によって無料となります生活保護世帯と市民税非課税世帯の方を除いた873人の方から負担をしていただく金額を計上いたしております。1回目の負担が2,600円、2回目の負担が1,550円となっております。

4款2項1目一般会計繰入金の252万8,000円は、国・県・市の補助によって無料となる方々の接種料金と有料で接種を受けていただく873人に対して市が1回につき1,000円を助成する部分を一般会計からの繰入金として計上いたしております。

7ページを御覧ください。歳出です。1款1項1目8節医師等報奨費の270万円は、集団接種に御協力をいただく医師と看護師に対する報奨費です。事業計画では12月12日から1月16日まで18回の集団接種を予定しておりますが、追加の実施も見込まれますことから20回分の予算を計上いたしております。1回につき医師3名、看護師3名の予定です。

2款1項3目11節医薬材料費の167万9,000円は、集団接種に伴うワクチン代であります。600本、600ミリリットル分を計上いたしております。

予備費で歳入歳出の調整を行っております。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、議案第92号教育委員会委員の任命についての質疑を行います。通告がありましたので、この質疑、これを許します。12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 議案第92号ですが、今回の場合、引き続き教育委員の任命ということですから、にかほ市の教育委員会としては、教育面ではかなり頑張っており、例えば生活サポーターの独自支援等、努力をしているということは評価できるわけです。それで今回の引き続き任命に当たっての教育委員会——個々ということになる——任命は個々なのですが、教育委員会の働きを含めて、どういうふうにも評価しているものか、その点についてお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 同一人を引き続き任命することでございますけれども、この議案第92号に限って申し上げますと、大久保さんは配付してあります資料のとおり経歴をお持ちの方でございます。教育に対しても大変精通されている方でありまして、これまで教育現場を大切にしながら、教育についての率直な考え方をお持ちの方でございますし、また、そのときどきの課題などに対して、適切に対応できる方だと、そのように考えて適任者と思いつつ今回提案させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長（竹内睦夫君） 議案第92号に対する質疑、ほかにございませつか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第92号の質疑を終わります。

次に、議案第93号教育委員会委員の任命についての質疑を行います。通告がありましたので、質疑を許します。12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） これも教育委員の任命ということなのですが、提案理由としては三浦博氏が任期満了ということで新しい人を任命したいと、こういうことなわけです。前の三浦博氏は教育長をやっておりましたので、今回任命する方を教育長としての職の意識があるものかどうかという

ことと、先ほどもちょっと触れましたけれども、にかほ市の義務教育に対する面からいきますと、かなり現場からこういうことを何とかお願いしたいというふうなことを言うと、直ちに担当者が学校にはせつけて、そして事情をよく聞いて、それにできるだけ対処すると、こういうふうなことで現場からは喜ばれているわけです。ですから、そういうことも含めまして、どういうことを期待し、そして職の意識があるのかどうか、その点についてお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 渡辺さんの任命については、経歴を配付してありますけれども、これまで蓄積された経験、あるいは能力、こうしたことを本市の教育発展のために力いっぱい頑張ってもらいたいなど、そんな思いでいるところでございます。

それから、教育長職については、御承知のように法の定めるところによりまして教育委員会が委員の中から教育長を選任することになっておりますので、この場で私からどうのこうのということは控えさせていただきたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 議案第 93 号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 93 号の質疑を終わります。

次に、議案第 94 号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第 6 号）の質疑を行います。通告がありましたので、質疑を許します。16 番竹内賢議員。

●16 番（竹内賢君） 10%の削減、これ —— わかります。そこでお伺いしたいのは、特別職の退職手当の基礎となる給料月額というのは、退職した場合の給料月額に対して 100 分の 47 掛ける在職月数というふうにしてなっているわけです。それぞれあるわけですが、その最終的に、例えば 3 月 31 日までのこの減額になっているわけですので、それがじゃあ上がった場合は、そうするとやめたときに、退職したときには、その上がった給料で支給になると、掛けるとそういう理解でいいのかどうかですね。

もう一つは、公営企業の管理者の退職手当の方法が、何ぼやってもちょっとわからなかったのですが、というのは、給料月額掛ける 100 分の 11.7 と掛ける在職月数となっています。そういうことで計算しますと、3 月 9 日に配付された資料でいきますと —— 何というか —— 計算成り立たないので、その計算の方法について伺いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 初めに、特別職の退職手当の基礎となる給料月額は、任期満了日の月額給料となります。したがって、教育長の任期は平成 21 年 11 月 30 日であり、企業管理者の任期は平成 22 年 3 月 31 日となっておりますので、教育長及び企業管理者の退職手当の基礎となる給料月額は 10%削減となった給料月額で計算されます。副市長につきましては、任期が平成 22 年 6 月 5 日となっておりますので、その時点での給料月額で計算されます。

企業管理者の退職手当の計算方法でございますが、給料月額掛ける支給率 4.00 で計算された金額と給料月額掛ける勤続月数を —— それに加算率 0.117 で計算された金額との合計額となります。

以上です。

●議長（竹内睦夫君） 議案第94号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第94号の質疑を終わります。

次に、議案第95号平成21年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）の質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 一つ目は、5月24日の臨時会で市長は、5月9日に対策本部を設置したと。そして18日に市内警戒宣言を出したと報告をされております。9月議会でも報告はありましたが、児童生徒の罹患が多くなった最近の経過について、議会の、議会の求めで11月18日に全員協議会においていただいて報告をされたと、そういう経過になっていると思います。そこで一つ目は、市民生活に大きく影響を与えています。例えば文化祭においても出演できなかつたり、したがって種目が——いわゆる参加できないために合唱祭に参加できなかつたりとか、そういう状態になつたり、いわゆる生活に大きく影響を与えています。専決処分で行われてはいますが、市長選挙が10月25日にあつたわけですが、議会を招集する時間的なものが本当になつたのかどうかですね、具体的な説明を求めたいと思います。

二つ目は、防災課に対策本部を置いているようですが、どのような位置づけがされて、これまでに対策本部としての活動はどうなつたのか。例えば全員協議会についてもその防災課からは来ていませんでしたし、今回の議会で専決処分であっても予算を提案している中で、対策本部のほうからは出席もないと、そういう位置づけがどういうふうになつたのかですね、伺いたいと思います。

三つ目は、秋田県も市町村が独自に行うワクチン接種費用の3分の1を負担する方針を今回の県議会に出す——出してあります。2回接種が1回接種に変更されています。全額免除対象者以外の接種希望者に対して助成額は1回1,000円というふうになつていますが、他の県内の市町村の状況を見ましても、例えば藤里町の場合は1回目1,500円、2回目は1,000円、それから八峰町の場合は1回目3,600円、それから男鹿市の場合は1回目1,800円、2回目1,200円、それから五城目町も1,800円、1,200円、そういうふうにして我が市よりも——いわゆる何というか補助の額が多いところがまだまだあるわけです。そういうこともですねあつて、県の3分の1補助、それか2回をすることが1回になつたと、そういう条件の情勢が変化をしてきたという内容でどのように考えているのかですね、伺いたいと思います。

それから、集団接種については——新聞等の記事で見ますと検討中というふうになつています。きょうの話では、小出診療所においてだけいわゆる集団接種の内容が協議をされたようにして報告を私は受けとつたわけですが、その他についてはどうなのか、具体的に内容と方法について伺いたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） お答えいたします。

専決処分理由でございますが、新型インフルエンザの予防接種について、10月13日に国から要綱等が示されたことから、県は10月17日に市町村に説明をいたしております。その後、10月20日に新型インフルエンザワクチンの優先接種者の接種回数等が確定し、国から発表されたところでございます。これは11月11日に見直しされて、現在は医療従事者、妊婦、健康成人は1回接種になってございます。県は優先接種者の回数の確定などを受けまして、国の方針を市町村に伝えるための担当者会議を10月23日に開催してございます。正式には10月27日の厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部からの現在の流行状況を踏まえた接種時期の前倒しの事務連絡等を受けまして、市町村に11月から始まる新型インフルエンザの予防接種に係る前倒しの連絡があったものでございます。国は生活の厳しい住民税非課税世帯と生活保護世帯の優先接種者の全額補助のため、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1負担を決めたことから、このための全額補助に係る国・県からの歳入と市負担分を含めた歳出とを合わせ、市単独の助成分も含めて補正する必要がございました。議会の開催の予定がなかった県内ほとんどの市町村が単独補助を行わない場合においても、この全額補助の分がありますので、専決処分を必要とすることがあったものでございます。

次に、二つ目の御質問でございますが、新型インフルエンザ対策本部についてのお尋ねでございます。にかほ市における総合的な新型インフルエンザ対策を検討いたします最高の危機管理組織と位置づけまして、市長を本部長といたしまして5月18日午前9時に設置したところでございます。これまでの活動でございますが、設置の際には市内警戒宣言を行いまして、市民に対しましてチラシを配布し、感染予防のための注意を喚起したところでございます。その後も広報などを活用いたしまして新型インフルエンザに感染しないよう、感染したと疑われる場合においては発熱相談センターに御相談されるよう市民に周知してきたところでございます。しかし、残念ながら8月に入り、市内で初めての感染者が出たため、感染者や濃厚接触者の外出自粛も含めまして混乱を招かないようさまざまな機会をとらえまして市民に指導してきたところでございます。新型インフルエンザは若年者が特に感染しやすい状況にあります。10月以降は市内の各保育園や小中学校において感染が拡大し、学級閉鎖や学年閉鎖、あるいは休園・休校などの措置もとられてございます。国・県の指導を受けながら、市では健康推進課が主体となりまして新型インフルエンザ対策に努めておるところでございます。また、11月からは予防のためのワクチン接種を開始するとともに、市独自の補助も行うことといたしまして、あわせて若年者の集団予防接種を行うこととしたところでございます。

次に、三つ目の御質問でございますが、市独自の助成額を1,000円引き上げる考えはないかとの御質問でございますが、市の単独助成の決定は専決と同時に行ってございます。県が発表したのは先週ございまして、11月16日からは既に優先接種者の予防接種が行われてございます。このことから、もしも助成額を今変更して増額した場合に、既に受けられた方と、これから受けられる方に助成額に差が生じまして不公平になることが考えられます。また、県から市単独の補助に対する3分の1補助についてのことでございますが、まだ正式な説明、あるいは通知などは市町村では受けてございません。現段階では市独自の引き上げをするようなことは、このようなことから考えてございません。

次に、四つ目の御質問でございますが、集団接種についての御質問でございます。国の要請によっ

て秋田県ではワクチン接種スケジュールについて、基礎疾患を持つ小学校4年生から中学3年生と、幼児から小学3年生に対して新型インフルエンザワクチンの接種開始時期の前倒しを行うことになり、11月13日には県の説明会が開催されてございます。新型インフルエンザワクチンの予防接種を個別に医療機関で行うことは、現在、患者対応に追われております医療機関、特に幼児を取り扱う医療機関の負担がさらに過重となることが予想されることから、地域の医師会と市町村とが協議いたしまして集団的な接種ができないか早急に検討してほしいとの要請を県から11月18日に市内ワクチン接種医療機関等の代表医療医師等と集団接種について検討し実施することについては、先ほど市民部長が申されたとおり連休明けに結論を得たところでございます。この集団接種の実施主体は市町村ではなく、国と委託契約をしております受託医療機関とされておりますことから、にかほ市国保診療所の小出診療所が受託医療機関の代表となりまして、市内医療機関の医師等の協力を得まして、実施に当たっては市もできる限りの協力をしながら今回の集団接種を行うこととしたものでございます。

具体的な内容と方法でございますが、対象者は基礎疾患を有しない1歳から小学3年生までの方と、基礎疾患を有する小学4年生から中学3年生まで、ワクチン接種希望者を全体で1,000人と見込んでございます。予防接種期日につきましては、1回目が12月11日から22日まで、平日の午後から幼児を対象に、土曜日にはそれ以外の小学生などを対象に、希望者30人に対し医師1人の割合で各保健センターにおいて実施する計画となっております。また、2回目につきましては、1月に同様の方法で行う計画となっております。ワクチン接種にかかる料金は、市の単独補助分を除いた金額で、1回目が2,600円、2回目が1,550円となっております。以上であります。

●議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 2点目ですね、私の質問に答えていないんですよ。ということは、私は——最初に10月23日、事務局と、それから推進課、あるいは防災課に話をしているわけです。その際に防災課のほうに、いわゆる防災課に対策本部をつくったわけですね。ところが防災課は内容がわからないんですよ。それから11月6日に私も、これも行きました。防災課——健康推進課からは聞きました。この際もですね、防災課のほうは、はっきり言ってまるっきりわからないんですよ。ですから、防災課に対策本部をつくったという意味が私にはわからなかったんです。今の説明でも健康推進課が主体的にやっていますと——という話ですから、屋上屋を重ねたようなですね、防災課に対策本部をつくった理由というのがわからなかったんですよ。したがって、その点についてひとつ伺いたいと思います。

それから、三つ目の引き上げを考えていないと。その一つの理由として、秋田県が3分の1補助を決めたのがずっと後になってからですと。いずれにしても県議会に対して、今、予算の——補正予算を出しているわけですね。したがって、確かに優先者に対する接種は終わってる——終わってというかやっているわけですがけれども、不公平ということを言われればそのとおりですがけれども、もっと例えば優先接種した人は、あの内容からいってですね、そんなに多くないと思うんですよ。そうすると、例えば補助を1,500円に引き上げたと、あるいは2,000円に引き上げたと、そういう場合に、後で支給して——直してもいいわけですよ。そういう点が考慮されないのかどう

かですね、伺います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 対策本部の関係について私のほうからお答えさせていただきます。

対策本部は防災課に設置したということではございません。にかほ市で対策本部を設置したと。本部長は先ほど申したとおり市長でございます。私が危機管理監となりまして、防災課はその担当事務局という位置づけになってございます。そういう関係から具体的な業務については、これから私、木内部長のほうと重複する面がありますけれども再度お答えさせていただきます。そういうことでの対策本部でございます。繰り返して申し上げますけれども、さまざまな危機を可能な限り想定し、それぞれの対応をし得るシステムを構築することを目的として、にかほ市危機管理対応マニュアルを作成し、対応に当たっております。このたびの新型インフルエンザについては、マニュアルに基づきまして、市全域にわたり市民の生命、財産に被害、損失が生ずる恐れがあるとして、これまでも御説明しておりましたとおり4月30日に危機管理対策会議を開催し、総務部の防災課に連絡部を――の事務局として設置をしております。さらに5月18日に対策本部に切りかえております。

それで、御質問にあります防災課の今回における役割でございますけれども、担当部局ということで各課からの報告の受理並びに関係機関との連絡調整を図るとともに、必要に応じて会議を招集し、具体的な対策や情報の共有化を図っておるところでございます。新型インフルエンザ対策の相談、または諸対策については、健康福祉部の健康推進課など関係部局でそれぞれ対応しておるところでございます。今回の新型インフルエンザにつきましては、当初、鳥インフルエンザというものがありまして、それに近い被害が発生――も予想されたことから、いち早く対策本部に切りかえたわけでございますけれども、まだそのような状況に至っていないのが幸いと感じる点でございます。もしそのような状況が発生した場合は、市全体を挙げての対策本部としての取り組みを行わなければならないわけでございまして、その担当部局としての防災課が位置づけられているということでございます。現在の活動報告は、先ほど、これまで申し上げたとおりの内容でございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 引き上げの件についてお答え申し上げます。

先ほども説明申し上げましたとおり、現段階におきましては引き上げについては考えてございません。

●議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 一つ目は、今の総務部長の話で、システムとしては非常にいいと思うんですけども、実際に情報の共有化とか、あるいは各課との調整ですか、コーディネート役的な役割を果たす。事務局の仕事がああ時点では、私11月6日にも行ったんですけども、その時点では――それこそ希薄だったわけですよ、そのつくられた内容と、この実際の現場とのあれが、差がですね。したがって、これからもそういうふうにして、例えば実際に事務局的な、事務局としての活動が、情報を共有化されて健康推進課が主体的にやった内容が防災課のいわゆる対策本部の事務

局にきちんと下りてきてですね、それを共有化して、そして市全体のものになっていくようにしてやれるような機能になるのかどうかですね、それが一つです。

二つ目は、市民部長にお伺いしますが、引き上げは、かさ上げは、これは考えていないといった場合に、じゃあ県が3分の1補助になった場合に、この予算の内容からいくと、どの程度予算の減額になるんですか。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） ただいまの御指摘ありました件でございますけれども、先ほど——繰り返しますけれども、防災課はその事務局担当ということで連絡調整、情報収集の共有に当たっているわけでございます。そういうことでございますので、これまで広報、あるいはチラシ等で市民に対する新型インフルエンザの広報活動は行ってまいりました。それも、そのとりまとめについても担当部局であります健康推進課のほうと情報を共有しながら、一緒になって作り上げて配布していることでございます。これまでの経緯の中で専門的な部面での若干のその知識の面からの不明な点はあったかとは思いますが、その点については今後スムーズな情報の共有化が図られるようにしていきたいと考えてございますので、これまでもこの危機管理マニュアルは機能しているものと判断しているところでございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 引き続き、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） 3分の1補助の決定がなされた場合の県の補助額でございますが、見込みといたしまして、今現在、市単独分の助成金を1,890万4,000円と見てございますので、これの3分の1、630万1,000円ほどになります。

●議長（竹内睦夫君） 25分まで所要のため暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第95号に対する質疑を続行します。次に12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 先ほどの答弁もありましたんですが、助成額1,000円というのは大変よかったというふうに思いましたけれども、実際はかかるお金がかなりになります。子供が2人、あるいは3人いたりすると、1回目2,600円、2回目1,550円、これが2人、あるいは3人というふうになると結構大変な状態ではないかなというふうに思います。それで、助成額の引き上げは今のところ考えられないということでしたけれども、この後12月議会もありますし、さらに検討を——県の3分の1補助もありますし、さらに今後検討できないかどうかということと、対象者の拡大ということもあるのではないかとこのように思います。基礎疾患のある人というその把握等も、ちょっと事務的な複雑さもあるかもしれませんが、報道によると30歳代の看護師が亡くなったと。副作用などでも亡くなったというふうには大変痛ましい事故もあるわけですが、やはり接種した

いという人が今後ふえるのではないか。高齢者は1回で済むというふうにもなっていますし、そういうことでその拡大について考えられないか、増額拡大。

それからもう一つは、資格証明書を交付されている世帯について配慮されているかどうか。厚生労働省では最近、県への通知等の中に、本来はこういう人に対しては資格証明書を発行すべきでなかったというふうなことなども添えているようですが、資格証明書の世帯に対してどのようにしているかどうか、その点についてお尋ねします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

●健康福祉部長（木内利雄君） お答えいたします。

初めに新型インフルエンザの予防接種の助成額についてでございます。生活保護世帯と市民税非課税世帯の方は、国・県・市の補助により無料となっております。にかほ市ではその他の方が新型インフルエンザの予防接種を受けられる場合には、1回目、2回目とも1,000円を補助することとしたものでございます。先ほど申し上げましたとおり、現段階でのかさ上げ等は今のところ考えてございません。

次に、対象者の拡大についての御質問でございますが、市単独分の助成額の対象者につきましては、国が定めました優先対象者といたしております。ワクチンの国からの配分供給の関係もありまして、優先対象者以外の方はいつになれば予防接種を受けられるか現在のところわかってございません。このため、市単独の助成対象者の拡大も今のところ考えてございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、資格証明世帯についての御質問でございますが、予防接種は国が定めた料金をワクチン接種を受けた方が納めることとなりますので、医療を受けた場合に各健康保険から支払われる診療報酬的なものではございません。そのため被保険者証を医療機関や集団検診で提示しなくても、母子手帳や学生証、住民票、免許証などで実施機関が年齢等を確認できれば新型インフルエンザワクチンの予防接種を受けることが可能となっております。また、通常のインフルエンザの予防接種におきましても同様でございますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 議案第95号に対する質疑、ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案第96号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案第97号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、発言を許します。17番佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） この3本の議案については、提案者側もいろいろな考えや思い、言い分、当然あると思います。受けとる側もそれなりにまたいろいろな考えや思いもあると思います。いずれ

にしてもデリケートな問題です。過去にもこのたぐいの議案を提案されたことがあると思いますが、ただ漠然と処理されたとは思われません。

そこで、今回このような勧告に対しての議案を提出するに当たって、当局はどのような思いを込め、審議に臨むものか、あえて伺いたいと思います。

それから二つ目ですが、各条項の下げ幅の根拠はどのようになっているのか、もしおわかりでしたらお願いします。それと、この下げ幅は全国一律なのか、それとも自治体の財政内容によって出てきているものなのか、そこもひとつお願いします。

三つ目は資料で理解できましたので、割愛したいと思います。

最後の四つ目ですけれども、国と普通地方公共団体の構図が上意下達の中にあるとすれば、審議の意義が薄れ、追随となりがちになってくるわけですが、私は独自の考えや柔軟な発想の転換を十分発揮し、議会も含め国と県との関係についても、このような問題については見直す機会があってもよいと思うのであります。そのような観点から、一部改正できなければ、どのような不都合が想定されるのかお伺いいたします。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 第1点目でございますけれども、このたびの給与改定案は人事院勧告と秋田県人事委員会勧告とも同様の勧告内容であったことから、これらに準拠した内容となっております。ご承知のとおり給与勧告制度は公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適切な給与を確保するための制度であり、労使交渉等によって経済、雇用状況を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であるとされております。勤務条件は、職員の経済的な権利であり、職員の労働者としての権利の基本をなすもので、かつ市政の主役である市民にとっても重要な意味を有するものと考えております。したがって、公務員の給与等に関しては、社会情勢に常に適応したものであることから、職員及び市民の利益を守る上でとりわけ重要であると考え、職員の理解も得た上で提案したところでございます。

なお、特別職の期末手当についても社会情勢に適応したものであるべきとの考えから提案しておりますので、御理解のほど、お願いしたいと思います。

2点目でございます。先ほど申し上げましたとおり労働基本権制約の代償措置として、適切、適正な給与を確保する機能を持ち、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるのが人事院、県の人事委員会の勧告制度であります。6月の特別給の期末手当及び一般職の期末・勤勉手当の減額の改定については、人事院が民間の夏期一時金についての特別調査を行った結果、民間の夏のボーナスが例年より大きく減少することがうかがわれることから、民間と公務員の特別給に大きな乖離が生ずるため、民間の状況を反映させるために12月の期末手当のみで一括精算するとなれば大きな減額になると考えることから、人事院から特例措置として暫定的に支給の一部を凍結するよう勧告があったところでございます。また、人事院及び秋田県人事委員会では、公務員と類似する職に従する者の年間における民間給与と公務員の給与、ボーナスについて調査を行い比較した結果、給与、ボーナスとも民間を上回ることから、月例給を引き下げ、期末・勤勉手当についても民間の支給割合に見合う引き下げ勧告がなされたところでございます。本市においても地域経済の状況や他の地

方公共団体職員の給与との均衡、民間水準との整合性の確保を考慮し、勧告に準拠した改定を行うものとしたものでございます。したがって、国・県、県内市町村と同様の改定内容となっております。

それから、質問の4点目でございますけれども、一部改正ができなければ、どのような不都合が想定されるかとの御質問でございます。仮に勧告内容に準拠した改定を行わない場合としては、地域の特殊な経済情勢や市の財政状況など、それなりの根拠があつての場合と考えられますが、今回引き下げ改定を行わないとすれば、当然、市民への説明責任とともに理解が得られるかどうか問われるものと考えております。

また、国や他の自治体との整合性が崩れ、独自の給与体系によることとなりますが、一たん他の自治体との整合性が崩れると社会情勢が好転した場合も含め、民間の給与水準を的確に反映できない状況も懸念されます。このようなことから、御理解くださるようお願い申し上げます。

なお、先ほども申し上げましたとおり、県内すべての市町村が国と県と同様に給与等の改定を行うこととしており、議会へ提案された市町村においては、すべて原案どおり可決されておる状況でございます。以上です。

●議長（竹内睦夫君） ほかに議案第97号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第97号の質疑を終わります。

次に、議案第98号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。通告がありましたので、発言を許します。17番佐藤元議員。

【17番（佐藤元君）「先ほどの答弁で結構です」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） いいですか。

【17番（佐藤元君）「はい」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） ほかに議案第98号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） なしと認め、これで議案第98号に対する質疑を終わります。

次に、議案第99号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） 2点について伺いたいと思いますが、1点目の前段については資料が配付されていますから理解をしました。

6月の期末手当の引き下げに引き続く一連の職員給与の引き下げは、職員の働く意欲や生活に与える影響、地域の消費活動に与える影響、地域の労働者の賃金に与える影響を当局はどのように分析しておりますか。

二つ目は、職員組合との交渉内容について、今の佐藤元議員の質問に対して理解を得ていますというお話がされています。――6月の――5月26日に臨時議会があつた際に、いわゆる6月の期末手当・勤勉手当の引き下げの際の職員組合との交渉の中で、――いわゆるこういう発言がさ

れています。組合のほうからは次の要求がありましたと。今後行われる8月の人事院勧告並びに10月の県人事委員会の勧告を踏まえ、改めて今回の凍結分も含め取り扱いを協議することの確認がしてありますという話がされています。そういうことを受けまして今回の引き下げに対して組合との間でどういう話し合いがされて理解をされたと、そういうことなんですか、伺います。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） 初めに、組合との交渉結果についてお答えします。

去る11月9日に組合側に対して労働協約に基づく事前協議として行っております。これまでも御説明いたしましたとおり、国・県、県内自治体の動向を踏まえ、給与の均衡の確保と民間企業のボーナスが例年に比べて大きく減少することが見込まれるため、民間水準との整合性の確保を考慮した結果の改定であるとの理解を求めたところ、組合からは現下の情勢では改定もやむを得ないとの御理解をいただいております。したがって、1番の御質問でございますけれども、そういう交渉結果を踏まえまして、職員からは市民の期待にこたえるべく職務に精励していただきたいと考えているところでございます。

また、地域の消費活動に与える影響については、多少はあるものと考えております。

また、地域の労働者の賃金に与える影響については、現在のところ、どのような影響があるのかどうか分からない状況でありますので、御理解願いたいと思います。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） いいですか。16番竹内賢議員。

●16番（竹内賢君） いずれにしても、何とか鶏が先か卵が先かというふうにして、秋田県の場合は最低賃金も一番低いわけですね。1番というか後ろから2番目という状態であります。したがって、民間が低いから公務員はそれに倣えと。そうすると公務員はまた少なくなると。それが追っかけっこ、追いかけて、民間の場合もそういうふうにしていくという状況が私はやはり今も続いているようにして見ているんですけども、そういう場合にですね、確かに民間の給与、皆さんに比較して公務員の場合は、何とか高いという言い方じゃなくて一定の水準を保っているということは、人事院勧告とか、あるいは県の人事委員会の勧告とか、そういうふうにしてあるからというふうにしてなっているわけですけども、その辺ですね。6月から併せて4,300万円のこれ、にかほ市民の中の公務員の給料が下がったということになった場合に、やはりこれは大きい影響が、消費購買力とかそういうこともあるということは間違いないのじゃないですか。

●議長（竹内睦夫君） 16番議員、先ほど総務部長があると答弁しておりますので、あえてその分については、それ以上のことは。

【16番（竹内賢君） 「1点目だけ、そうすれば」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。最初の1点だけ。—— 市長。

●市長（横山忠長君） 竹内議員のお話はわかりますけれども、今の経済情勢、あるいは雇用情勢を踏まえると、私は今回の引き下げはやむを得ないと思っております。きょうの新聞などを見ましても、製造業では冬のボーナスが50%ちょっとぐらいの企業しか支払えない、あるいはその50%の給与に対しても前年度と比較しても95%が昨年より低い水準でのボーナスというふうな記事もありましたが、やはり前段で申し上げましたように、このような大変厳しい社会情勢、経済情勢の中

では、今回の引き下げはやむを得ないと思います。当然景気が回復して民間企業の給料ベースが上がっていけば、当然公務員も上がっていくこととなりますので、この点については御理解をいただきたいと思います。

●議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 今回の改定によって42歳のモデルケースを出されております。年間13万1,000円と。ですが、30歳、50歳、60歳、この辺のところの総額——年間総額の減る分、これはどうなっているか。それから、定年退職者がいるわけでしょう。そうすると、当然ベースが下がりますからそちらにも影響していくということですので、退職金や年金への減額の影響はどうなっているかという2点について質問します。

後の2項目については、るる話されておりますので省略します。

●議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

●総務部長（佐藤好文君） それではお答えします。

改正による減額でございます。30歳で年間7万7,105円の減額、40歳で13万1,569円の減額、モデルケースとイコールになっております。50歳で15万8,143円、60歳で18万8,205円の減額となります。なお、この金額は標準的な職員を抽出した結果でございます。

定年退職者1人当たりの退職金及び年金への減額影響については、退職金が約6万5,000円、年金へは年額約700円の減額となります。以上でございます。

●議長（竹内睦夫君） 次に、17番佐藤元議員。

【17番（佐藤元君）「結構です」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） 取り下げますか。

【17番（佐藤元君）「はい」と呼ぶ】

●議長（竹内睦夫君） それでは、議案第99号に対する質疑、ほかにございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第99号の質疑を終わります。

次に、議案第100号平成21年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。議案第100号に対する質疑ございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第100号の質疑を終わります。

次に、議案第101号平成21年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑ございませぬか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第101号の質疑を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時53分 休憩

午後 1 時 00 分 再 開

●議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから議案第 92 号から議案第 101 号までの討論、採決を行います。

初めに、議案第 92 号教育委員会委員の任命については人事案件です。本案は申し合わせにより、討論を省略し、直ちに採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を封鎖します。

【議場閉鎖】

●議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員数は 21 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に、22 番佐々木正己議員、1 番飯尾善紀議員、2 番佐々木正勝議員を指名します。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

●議長（竹内睦夫君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 73 条第 2 項の規定によって「反対」とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

●議長（竹内睦夫君） 異常なしと認めます。投票箱を閉じてください。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

●議長（竹内睦夫君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。22 番佐々木正己議員、1 番飯尾善紀議員、2 番佐々木正勝議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人佐々木正己君、飯尾善紀君、佐々木正勝君、立ち会いの上、開票】

●議長（竹内睦夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数 21 票、うち有効投票 21 票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成とする者 18 票、反対とする者 3 票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 92 号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

【議場開鎖】

- 議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 93 号の討論、採決を行います。

議案第 93 号教育委員会委員の任命については人事案件です。本案は申し合わせにより、討論を省略し、直ちに採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を封鎖します。

【議場閉鎖】

- 議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員数は 21 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に、3 番市川雄次議員、4 番池田好隆議員、6 番佐藤文昭議員を指名します。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

- 議長（竹内睦夫君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 73 条第 2 項の規定によって「反対」とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（竹内睦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

- 議長（竹内睦夫君） 投票箱については、異常なしと認めます。投票箱を閉じてください。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

- 議長（竹内睦夫君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（竹内睦夫君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。3 番市川雄次議員、4 番池田好隆議員、6 番佐藤文昭議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人市川雄次君、池田好隆君、佐藤文昭君、立ち会いの上、開票】

- 議長（竹内睦夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数 21 票、うち有効投票 21 票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、賛成とする者 20 票、反対とする者 1 票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 93 号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入り口の封鎖を解きます。

【議場開鎖】

●議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 94 号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 6 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 94 号の討論を終わります。

これから議案第 94 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 94 号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 6 号）は承認することに決定しました。

次に、議案第 95 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 7 号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 95 号の討論を終わります。

これから議案第 95 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 95 号平成 21 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 7 号）は承認することに決定されました。

次に、議案第 96 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 96 号の討論を終わります。

これから議案第 96 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 96 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 97 号の討論を終わります。

これから議案第 97 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 97 号にかほ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 98 号の討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 98 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

●12 番（村上次郎君） 議案第 99 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてに反対の討論をします。

前に話がありましたが、5 月の臨時議会でも一般職の職員の給与に関する条例の一部改正が提案され、可決され、6 月に支給される期末・勤勉手当の一部を凍結するというものがありました。その件での人事院勧告は、6 月の手当だけを勧告するという、かつて例のないものでした。そればかりか民間の春闘の結果を反映させない調査をあえて行うという異常なものでした。その影には自民党が公務員手当の減額法案を検討し、自民・公明党が国家公務員の給与の検討プロジェクトチームを立ち上げて人事院に圧力をかけたということがあったわけです。今提案の議案は、提案理由として一般職の給料月額及び住居手当並びに期末・勤勉手当の額について、国及び県に準じて改定するためとしており、改定の大もとには人事院勧告があり、そして県の人事委員会勧告によるとされています。この間の経緯を見ると、小泉内閣が 2002 年以来、総人件費抑制政策を出しました。そして定員の減少を図ると同時に、公務員給与についても抑制を図ります。この方針のもとで 2002 年以降、マイナス勧告が繰り返されました。また、官民比較の前提となる民間企業の事業規模は、それまで 100 人以上だったのを 50 人以上というふうに引き下げたわけです。そういう中で実質的に公務員の給与の引き下げが行われてきています。この前提が政府による人事院に対する圧力だったというふうに言えます。

この 11 月 20 日に開かれた国会の総務委員会でも日本共産党の塩川議員の質問に対して原口大臣が「人事院は独立性と中立性がとても大事でございます」と答弁し、「大変大きな力の発言があったことも事実」と答え、圧力があることを認めています。

人事院の勧告の内容ですが、法の趣旨というのは生計費の原則であるべきです。今はデフレということで物価が安くなっていると盛んに宣伝しているわけですがけれども、その時点で全国消費者物価指数は2005年を100とすると100.3というふうには上昇してきていたのです。手当を下げ、月例給も引き下げる道理はなかったのです。勧告ルールを無視した異例の5月臨時勧告による夏の手当凍結を強行した上で賃下げを実施するという事は、働く人の犠牲で経済危機を乗り切ろうとする財界、大企業の論理と同じもので、認めることはできません。

また、住居手当ですが、これは国家公務員の場合、財産形成への持ち家個人融資のために措置されていたものです。しかし、官舎の完備率が低い地方公務員や教職員においては、実際の生活給として支給されてきた経緯があるものです。国の段階で自宅の住居手当が廃止されたからといって県の人事委員会が同調する必然性はありません。年度初めに人事異動や昇格等で市職員も辞令交付があるのでありますが、それには何等級、何号級と明示し金額も入っているようです。年度途中で条例の改定により、その事例の内容が改悪されるとなれば、一種の契約違反となるのではないかとさえ考えさせられます。

市長は「今回の引き下げはやむを得ないと思っています」とのことですが、このようにやむを得ない提案とも考えられます。市職員の給料引き下げは、モデルの42歳で年間13万1,000円は大きな額です。これは地元経済にとってもマイナスの悪循環となり、賃金低下が内需縮小、地域経済縮小となり、それが生産の縮小に、そしてさらに雇用の減少に陥ることになり、大変大きな問題だと思います。また、周辺の労働者への悪影響も広がります。

以上のことから、この議案には反対というふうに思います。以上です。

●議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第99号の討論を終わります。

これから議案第99号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第99号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号平成21年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第100号の討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決

定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 100 号平成 21 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 101 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 2 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 101 号の討論を終わります。

これから議案第 101 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 101 号平成 21 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これにて本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成 21 年第 9 回にかほ市議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後 1 時 34 分 閉 会